

荷主判断基準ワーキンググループの開催について

平成 30 年 8 月
資源エネルギー庁

1. 開催の背景・趣旨

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。）において、平成 17 年に荷主に係る規制が導入され、同法に基づき荷主が取り組むべき省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準として荷主判断基準を定め、当該基準に沿った省エネに資する取組を求めてきたところ。

他方で、本年 6 月 13 日に公布された、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 45 号。以下「改正法」という。）において、荷主の定義の見直しや準荷主の新設等が措置されたことから、荷主判断基準の見直しも含めて、改正法の施行に向けて関係法令等の整備を行う必要がある。

そこで、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会の下に設置される本ワーキンググループでは、以下の「2. 検討事項」に掲げる事項について審議することとする。

2. 検討事項

以下の事項について検討を行う。なお、検討に当たっては、工場等分野や貨物・旅客輸送分野等の法改正事項との調整を図ることとする。

- ① 荷主の要件（省令事項）
- ② 準荷主の要件（省令事項）
- ③ 荷主連携省エネルギー計画（省令・告示事項）
- ④ 認定管理統括荷主の要件（省令事項）
- ⑤ 荷主判断基準の見直し（告示事項）
- ⑥ 準荷主が行うべき省エネ取組のガイドライン